

# 新潟市住みよい郷土推進協議会南区支部会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この支部は、新潟市住みよい郷土推進協議会南区支部という。

2 この支部は、新潟市住みよい郷土推進協議会を本部とし、南区支部となる。

(目的)

第2条 この支部は、本部と連携を図り、市民の自主的な公衆衛生活動を通し、地域の生活環境の改善及び市民の健康の保持増進を図り、もって住みよい新潟市南区の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この支部は、前条の目的を推進するため、次の事業を行う。

- (1) 公衆衛生・環境保全に関する知識の普及並びに情報の収集、提供
- (2) 清掃・美化、ねずみ・衛生害虫駆除等の環境衛生及び生活習慣病対策等の保健衛生に関する活動
- (3) 研修会の開催
- (4) 機関誌その他印刷物等の作成及び配布
- (5) 優良組織及び功労者の表彰内申
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この支部の目的達成に必要な事業

(組織の役割及び事務局)

第4条 この支部の組織、役割及び事務局は次のとおりとする。

- (1) 組織 新潟市南区管内の事業及び各地域部会の統括を行う。事務局を新潟市南区役所区民生活課内に置く。
- (2) 地域部会 旧市町村の行政区単位ごとに自主的に設置するものとし、各地域部会が定める会則に基づき、本支部と連携を図りながら各地域の実践活動を行う。事務局を各地域部会に置く。

## 第2章 会員及び会費

(組織及び会員)

第5条 この支部の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会員 新潟市南区内の自治会・町内会等の住民組織又はその連合組織（本部会員を兼ねる。）
- (2) 賛助会員 この支部の趣旨に賛同する団体又は個人（本部会員を兼ねる。）

(会費)

第6条 この支部の会費は年額とし、1世帯あたり20円を支部組織に納入する。

- 2 会費は毎年度定期総会後に納入する。
- 3 既納の会費は返還しない。

(入会及び退会の手続き)

第7条 会員になろうとする者は、別記様式1の入会申込書を支部長に提出するものとする。  
ただし、会費の納入をもって、この手続きを省略することができる。

- 2 会員が脱会しようとする場合は、別記様式2の退会届を支部長に提出しなければならない。

### 第3章 役員及び職員

(役員)

第8条 この支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 3名以内
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (4) 監事 3名以内

(役員を選出)

第9条 支部長、副支部長、会計及び監事は、幹事会の推薦を受けた者のうちから総会において選出する。

- 2 幹事は、各地域部会から1名ずつ選出するものとする。(前条各号に定める役員を含む。)  
ただし、味方、月潟地域部会については、それぞれ3名を選出するものとする。会計は白根地域部会から選出するものとする。
- 3 本部役員として、理事3名を支部長及び副支部長の中から、代議員3名を幹事の中からそれぞれ選出し、幹事会で決定する。

(役員職務)

第10条 支部長は、会務を総理する。

- 2 支部長は、緊急を要する業務等について専決することができる。
- 3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部長があらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
- 4 幹事は、幹事会を構成し、会務を執行する。
- 5 会計は、本会のすべての収支を記載し、現金の出納にあたる。
- 6 監事は、本会の事業及び経理を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。

- 2 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでの間は、役員としてその職務を行うものとする。
- 3 役員退任等により新たに就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、幹事会の承認を得るものとする。

## 第4章 会 議

(会議の種類)

第12条 会議は、総会、幹事会とし、支部長が招集するものとする。

(総会)

第13条 総会は、この支部の最高議決機関であり、幹事及び評議員をもって構成する。

なお、評議員は各地域部会を構成する自治会において1人を選出(幹事を除く。)するものとする。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関する事
  - (2) 予算及び決算に関する事
  - (3) 会則の改正及び規程に関する事
  - (4) 役員選出に関する事
  - (5) 会費に関する事
  - (6) その他必要な事項に関する事

(幹事会)

第14条 幹事会は、支部長、副支部長、幹事、会計及び監事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議する事項に関する事
  - (2) 総会の議決に基づく会務の執行に関する事
  - (3) 支部長専決事項に関する事
  - (4) その他会の運営に関する事

(会議の招集)

第15条 会議は、支部長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上が必要と認めた場合に、支部長が招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、幹事会の推薦によるものとする。

2 幹事会の議長は、支部長がこれに当たる。

(会議の議決)

第17条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理人における表決・議決)

第18条 やむを得ない理由のため、会議に出席することができない者は、あらかじめ支部長あてに委任状を提出するか、又は他の構成員を代理人として表決に加わらせることができる。この場合における前2条の規定の適用については、その者が出席したものとみなす。

## 第5章 財 務

(経費)

第19条 この支部の経費は、次の財産をもって充てる。

- (1) 会 費
- (2) 補助金及び交付金
- (3) 寄付金
- (4) 負担金
- (5) 雑収入

(事業計画及び予算)

第20条 この支部の事業計画及び予算は、幹事会に諮り、総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、予算が成立するまでの間については、前年度予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第21条 この支部の事業報告及び決算は、年度終了後速やかに支部監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第22条 この支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 専 門 部 会

(専門部会の設置)

- 第23条 この支部に専門的な事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。
- 2 部会に関する事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 白根環境衛生協会規約（昭和40年実施）は、廃止する。

〈地域部会〉

新潟市住みよい郷土推進協議会南区支部新飯田地域部会  
新潟市住みよい郷土推進協議会南区支部茨曾根地域部会  
新潟市住みよい郷土推進協議会南区支部庄瀬地域部会  
新潟市住みよい郷土推進協議会南区支部小林地域部会  
新潟市住みよい郷土推進協議会南区支部臼井地域部会  
新潟市住みよい郷土推進協議会南区支部大郷地域部会  
新潟市住みよい郷土推進協議会南区支部鷺巻地域部会  
新潟市住みよい郷土推進協議会南区支部根岸地域部会  
新潟市住みよい郷土推進協議会南区支部大通地域部会  
新潟市住みよい郷土推進協議会南区支部白根地域部会  
新潟市住みよい郷土推進協議会南区支部味方地域部会  
新潟市住みよい郷土推進協議会南区支部月潟地域部会

(別記様式1)

# 新潟市住みよい郷土推進協議会 入会申込書

新潟市住みよい郷土推進協議会南区支部

支部長 ○○ ○○ 様

当組織は、新潟市住みよい郷土推進協議会の趣旨に賛同し、

令和 年度から入会を申し込みます。

令和 年 月 日

組織名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

事務局記入欄

受付番号

(別記様式2)

# 新潟市住みよい郷土推進協議会 退 会 届

新潟市住みよい郷土推進協議会南区支部

支部長   〇〇 〇〇 様

新潟市住みよい郷土推進協議会を退会いたします。

令和   年   月   日

組織名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

事務局記入欄

受付番号